

独立行政法人国立健康・栄養研究所
について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

			【22年度】	【(参考)21年度】
役員	4人	うち国家公務員出身者	2人	2人
		うち現役出向者	—	—
職員	44人	うち国家公務員出身者	—	—
		うち現役出向者	13人	14人
予算	8.4億円	うち国からの財政支出	7.4億円	7.9億円

《組織体制》

【管理部門と直接部門との比率】

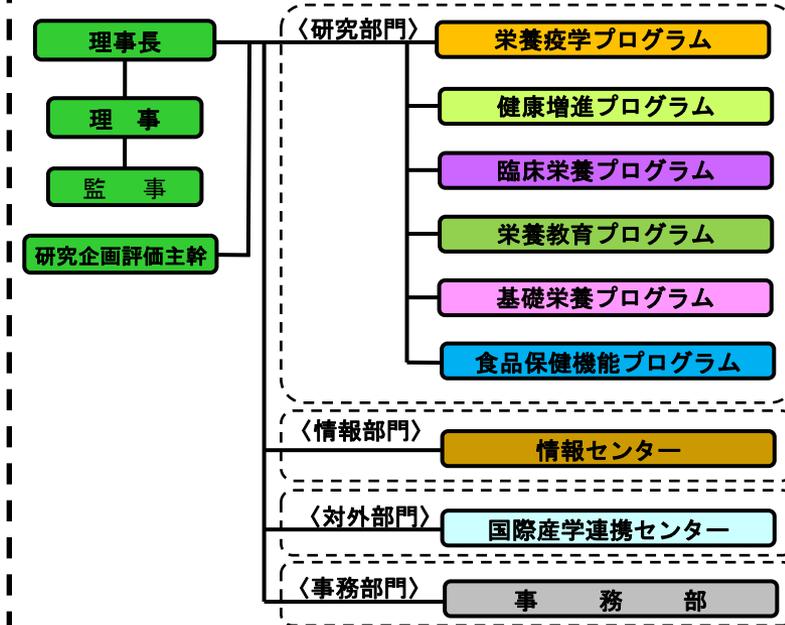
本部	1部(3課)・6フロア グラム・2センター (44人)	うち管理部門 1部3課(12人)	3:8
地方	—	—	—

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
調査研究	6.4億円 (うち1.9億円)	5.9億円 (うち1.9億円)
健康増進法に基づく業務		
①国民健康・栄養調査	0.63億円 (うち0.18億円)	0.61億円 (うち0.18億円)
②特別用途食品の試験	0.50億円 (うち0.15億円)	0.42億円 (うち0.15億円)
栄養情報担当者(NR)制度	0.34億円	0.04億円

組織図



※()は共通事務費(光熱水料等)から、各事業に要する事務費分を内数で表記

1 調査研究

国民の「健康づくり」には、科学的根拠に基づいて行われることが必要。
政策運営に必要な知見を形成。

※ 公的な研究機関であることを前提に、各企業や大学、研究者、自治体等の協力も得ながら実施。
学術的関心や採算性等にかかわらず、政策上必要な知見を形成。民間だけではできない分野を対応

健康研の論文引用は、全研究開発法人中、第1位(内閣府総合科学技術会議報告)

1 運動と食事による生活習慣病予防

生活習慣病対策の基礎

- 運動や日常の活動による生活習慣病予防・効果の研究
- 遺伝や食事が生活習慣病に及ぼす影響の研究 など

主な研究実績(例)

- 日本人の40%が持っている糖尿病になりやすい遺伝子を明らかにした。
⇒ 個人の遺伝上の特性に応じた糖尿病治療や予防が可能に。将来的には医療の現場でも活用へ。

2 食生活と健康の関係

健康な食生活(栄養)の基礎

- 栄養成分の健康への影響の評価、その評価の手法の開発や改良 など

主な研究実績(例)

- 妊婦が水銀の取りすぎにならないような魚の種類と量(キンメダイやクロマグロ は80g/週程度まで)を明らかにした。
⇒ 妊婦の方々にも警告。食事摂取のガイドラインにも反映。母子保健のアドバイスにも。
- 魚の脂肪酸の成分(血液をサラサラにする効果)について発見
⇒ 食生活を改善する上での自治体での保健指導等に活用。

3 健康食品の安全性・有効性に関する研究

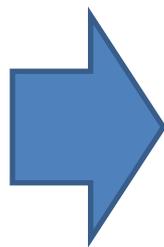
健康食品の適切な活用

- 「健康食品」成分の安全性等に関する研究
- 「健康食品」に関する安全性情報等の収集と発信 など

主な研究実績(例)

- 大豆食品の摂取と運動(1週間3回のウォーキング)の相乗効果により、中高年男女の骨粗鬆症と肥満を予防できることを明らかにした。
⇒ 「運動基準」に活用
- 「健康食品」による健康被害情報を発信(平成19年110件、20年149件、21年167件)し健康被害の防止に努めた。
⇒ アクセス件数(305万件(H21年度))

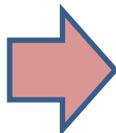
これら研究は



- 「特定保健指導」(肥満の方への食事や運動などのアドバイス)に活用
- 「食事摂取基準」や「運動基準」に活用
(例: 年齢・性別・仕事ごとの推奨される運動量や望ましい食事・栄養の摂取量など)
- 「健康日本21」(肥満防止など健康づくりの国民運動)に活用
- 健康食品の成分の安全性・効果などを提示
(⇒ 有害事案が発生した場合には、国際研究で情報収集。国民に提示 (例: 中国減肥食品の事案))

国民の健康づくりの基本となる標準(ナショナルスタンダード)の提示

今後は



研究成果を外部評価しながら、重点化して運営

2 健康増進法に基づく業務

1. 国民健康・栄養調査の企画・分析業務

国民の栄養・食事摂取の実態把握 ⇒ 健康づくり対策の基礎に

- 国民の食事や栄養摂取の状況等に関する実態の把握(企画・分析・検証・改良)
- 都道府県調査員への調査法の指導・研修

これら業務は



- ・国民の栄養・食事摂取等の実態を示す国内唯一の調査。(健康づくり対策の基礎に)
- ・当研究所の研究ノウハウを生かして正確性の確保に寄与
⇒ このデータは、国民の「食事摂取のあり方」などに関する各種基準の基礎に活用。
食品添加物や残留農薬などの食品安全値の設定、病院食や給食の献立等にも活用。

栄養・食事の実態を示す国の根本データ

今後は



委託可能な業務はできるだけ委託し、効率的に運営

2. 特別用途食品の表示許可等に係る試験業務

※ 消費者庁所管分野

- 特別用途食品(トクホ食品(健康増進の効果を表示した食品)など)の成分分析(新規の成分など民間では実施困難な成分等)
- 標準的な検査方法の確立
- 栄養表示がなされた食品が表示どおりか、行政が回収したものを検査 (99件(H20))

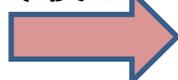
これら業務は



有害事案が発生した場合にはその検証も実施(検査ノウハウと一体)
新規成分の情報収集や国民への情報提供も実施

安全で有効な健康食品の普及、食の安全・安心

今後は



- 民間検査への移行促進の観点から、検査法の標準化に重点的に取り組む。
- コストに見合った手数料水準に是正

3 栄養情報担当者(NR)制度

NR: Nutritional Representative

「健康食品」に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に、平成14年12月に「栄養情報担当者」(NR)認定制度を発足。

民間団体による資格の乱立
民間団体からの認定等について要請
薬事・食品衛生審議会の提言 (H13. 2)

・養成講座の質の担保(養成講座の指定・カリキュラムの策定等)
・資格者(アドバイザースタッフ)のフォローアップ

国立健康・栄養研究所

認定

受験料: 20,000円
合格率: 51.3%
(受験者7,978人)

(独)国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者(NR)
平成16年6月～認定試験の実施 平成21年7月末現在 4,093名

一般消費者に対し「健康食品」
にかかる正確な情報の提供

いわゆる健康食品による健康被害を防止し、国民の食の安全・安心確保に寄与

今後は

研究所の関わり方を抜本的に見直し

(既認定者への調査など、他のアドバイザー資格などとの連携や共同等の可能性を検討)